

The Gunma Guide Autumn 2024

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター
(各言語でワンストップセンターの名称を書く)

群馬県前橋市大手町 1-1-1 昭和庁舎 1 階 TEL 027-289-8275 FAX 027-289-8276

Gunma-ken Maebashi-shi Ote-machi 1-1-1 Showa Chosha 1F

<https://sites.google.com/view/gunma-onestop/> (各言語)

e-mail: gtia-intlgrp@gtia.jp



「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」をご利用ください。

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターでは、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語のスタッフが常駐し外国人住民の生活相談に応じています。

〒371-0026 群馬県前橋市大手町 1-1-1 昭和庁舎 1 階
電話 027-289-8275 FAX 027-289-8276

相談時間: 9:00 - 17:00 (月～金)
Messenger: Gtia Gunma

言語 曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
英語	○	○	○	○	○
中国語	○	○	△	○	○
ポルトガル語	○	○	○	○	○
スペイン語	○	○	△	○	○
ベトナム語	○	○	○	○	○
ネパール語	△	△	○	△	△

SOS

外国人のための無料法律相談

(無料・秘密厳守・通訳あり)

日時: 10月20日(日) 午前10時～午後3時 (受付は午後2時30分まで)

◆場所: ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター

(〒371-0026 前橋市大手町 1-1-1 昭和庁舎 1 階)

日時: 12月8日(日) 午前10時～午後3時 (受付は午後2時30分まで)

◆場所: 高崎市中央公民館集会ホール (〒370-0065 高崎市末広町 27 番地)

◆相談員: 弁護士・行政書士・社会保険労務士

◆通訳: 英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・ネパール語

高崎会場はタガログ語あり 電話: 090-1215-6113 (12/8のみ)

◆相談は予約優先です。

◆予約・問い合わせ先: ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター

027-289-8275 9:00-17:00 (月～金) 090-1215-6113 (12月8日のみ)



目次

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター、外国人のための法律相談 SOS (前橋市、高崎市)	P1
10月は多文化共生・共創推進月間	P2
いざというときに役に立つ、防災の知恵	P3
マイナ保険証をご利用ください。	P4

10月は多文化共生・共創推進月間です。

10月はぐんま多文化共生・共創推進月間

群馬県には多様な文化や価値観を持つ多くの外国人が暮らしています。

この月間に、日本人も外国人も文化的な違いを知って認め合い、多様性を活かして新しい価値を創造する「多文化共生・共創」について考えてみましょう。

多文化共生イベント「からっかぜパーク」

国籍、民族等の異なる人々がお互いの文化にふれ、一緒に楽しめる交流イベントを、日本人県民と外国人県民の共創により、開催します。

1. 日時

2024年10月26日(土) 10時～16時

2. 会場

群馬県庁県民広場、県民ホール

3. 内容

- ・こども運動会（サッカー、鬼ごっこ）
- ・文化体験ブース（eスポーツ、アート、英会話、工作など）
- ・音楽・ダンスステージ（ぐんまちゃん、フラダンス、和太鼓、民族衣装のファッションショーなど）
- ・キッチンカー（ピザ、ヤンニョムチキン、スープカレー、ケバブ、ガパオライス、焼き芋アイスなど）

4. 参加

事前申込不要、参加無料

5. 駐車場

- ・県民駐車場
- ・前橋市役所駐車場

※混雑が予想されるため、乗り合わせ、公共交通機関での来場をお願いします。

X

<https://x.com/KarakkazePark>

Instagram

<https://www.instagram.com/karakkaze.park/>

Facebook

<https://www.facebook.com/karakkaze.park>

多文化共生啓発動画

群馬県の多文化共生・共創を推進するための動画を公開しています。一人でも多くの方に見ていただき、一緒に多文化共生・共創社会を実現したいと考えています。動画を見て、広めてみませんか。

【多文化共生MV】「共に創ろう、新しい群馬を！」

<https://www.youtube.com/watch?v=qlreb0aA3HQ>

こちらの動画は、県内の映画館でも上映されます（映画開始前の広告）。映画館に行ったときは、ぜひ見てください。

- ・上映期間：2024年9月27日から10月24日まで
- ・上映館：イオンシネマ太田（イオンモール太田内）
MOVIX 伊勢崎（スマーク伊勢崎内）

いざというときに役に立つ、防災の智恵

大規模な災害が発生。家族と連絡したいと思っても、携帯電話や家の固定電話は通信制限がかかり、なかなかつながらないことがあります。

そんなとき、頼りになるのが「公衆電話」です。災害時でも通信制限が行われず、つながりやすくなっています。停電のときも使えます。でも、公衆電話を使ったことがない若い世代が増えています。

公衆電話の特徴

公衆電話は、以下の2つの特徴を有することから、災害等緊急時における有効な通信手段となっています。

①災害時優先電話	公衆電話は、災害時の緊急時において電話が込み合い、通信規制が実施される場合であっても、通信規制の対象外として優先的に取り扱われます。
②通信ビルからの給電	公衆電話は、NTT 東日本・NTT 西日本の通信ビルから電話回線を通じて電力の供給を受けているため、停電時でも電話を掛けることができます。

公衆電話の設置場所は平常時には Web サイトで探せます。

公衆電話の設置場所検索 NTT 東日本 <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map>

NTT 西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map>

災害時に有効な連絡手段として自宅近くの公衆電話設置場所や災害時の使い方など家族や身近な人達と予め情報を共有して、いざという時に使えるようにしておきましょう。

公衆電話の使用方法

公衆電話には、アナログ公衆電話とデジタル公衆電話の2種類があります。両者間で通常時の使用方法に違いはありませんが、停電時や無料化された際の使用方法は異なります。

	デジタル公衆電話	アナログ（赤いボタンがある）公衆電話
機種外観		
通常時の使用方法	受話器を上げ、（発信音ツーンが聞こえます）硬貨又はテレホンカードを投入し、電話番号をダイヤルします	受話器を上げ、（発信音ツーンが聞こえます）硬貨又はテレホンカードを投入し、電話番号をダイヤルします
緊急時の使用方法※1	硬貨やテレホンカードは 不要 です。受話器を上げ、（発信音ツーンが聞こえます） そのまま 110 番、119 番等をダイヤルしてください。	硬貨やテレホンカードは 不要 です。受話器を上げ、 緊急通報ボタンを押した後 、110 番 119 番等をダイヤルしてください。
停電時の使用方法※2	【液晶ディスプレイが消えています】基本的に 通常時と同様 です。ただし、 テレホンカードは使用できません 。 ※同一場所に複数台設置されている場合、停電時に稼働していない電話機もあります。	【赤いランプが消えています】基本的に 通常時と同様 です。ただし、 テレホンカードは使用できません 。
無料化措置時の使用方法（災害発生時等）※3	硬貨やテレホンカードは 不要 です。受話器を上げ、（発信音ツーンが聞こえます） そのまま 電話番号等をダイヤルします。	受話器を上げ、（発信音ツーンが聞こえます）硬貨又はテレホンカードをいったん投入し、電話番号をダイヤルします 通話終了後、硬貨又はテレホンカードは そのまま返却 されます。

※1 110（警察）、118（海上保安）、119（消防、救急）への通話方法となります。

※2 グレーのデジタル公衆電話機についてはバッテリーを搭載していますが、バッテリー消耗後は硬貨も使用できなくなります。

※3 災害救助法が適用される規模の災害が発生し、かつ広域停電が発生するなど被災者の方々の通話を確保することが必要と NTT 東日本・NTT 西日本が判断した場合には公衆電話からの通話を無料とすることがあります。

総務省：http：www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/index.html

マイナ保険証をご利用ください。

健康保険証は発行されなくなります！マイナンバーカード作りましょう！

本年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります。
※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です。

まだマイナ保険証を保有していない方には、申請していただくことなく「資格確認証書」が交付され、引き続き、医療を受けることが出来ます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方、以下ふたつの準備をお願いします。



マイナンバー

STEP 1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請
- ④市町村役場の窓口

STEP 2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う

マイナンバーカードを健康保険証として使うと良いこといっぱい!!

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆様の保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② マイナポータルで医療費控除申請が簡単にできる

過去のお薬情報や、健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが出来ます。

③ 手続き無で高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等が無くても、高額医療費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

④ 飲み合わせの悪いお薬の処方をチェックして防止

過去に処方されたお薬の情報と今回処方されるお薬の情報を照らし合わせ、飲み合わせの悪い物がなにか、効果が同じお薬のもらいすぎにならないかをチェックします。

⑤ 事故や災害時でも薬情報が連携されて安心

過去に処方されたお薬の情報を複数の医療機関・薬局をまたがって医師・歯科医師・薬剤師に共有することができるため、事故や災害時でも安心・安全な処方を受けることが出来ます。

マイナンバーカードの健康保険証利用について紹介ムービーを作成しています。アクセスはこちらから！
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgnjWGZW14Nnofx673sPOMI>

参考資料：厚生労働省